

# デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.175 June 2017

Contents

## 税務情報

科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率が75%に引上げ

～デロイト中国発行「Newsflash」～ ..... 2

## 税務情報 Q&A

Q: 税関輸出入貨物申告書のロイヤリティに関する設問に変化があったと聞きました。 ..... 4

中国業務に関する主なお問合せ先 ..... 6

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

## 税務情報

# 科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率が75%に引き上げ ～デロイト中国発行「Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国財政部、国家税務総局、科学技術部は2017年5月2日に共同で財税[2017]34号通達(以下「34号通達」)を公布し、2017～2019年において発生する科学技術型中小企業の研究開発費用(R&D費用)について、税引前の追加控除比率を現行の50%から75%に引き上げることを規定した。続いて5月3日に、国科発政[2017]115号通達により《科学技術型中小企業評価弁法》(以下「評価弁法」)を公布し、上述した政策の適用対象、すなわち、「科学技術型中小企業」に関する評価指標と申請手続について明確化した。

### (1) 背景

企業所得税法の規定によれば、居住者企業は研究開発費用の実際発生額を控除した上で、更に実際発生額の50%を追加控除することができ、無形資産を形成する場合には、無形資産原価の150%を償却することができる。李克強首相が2017年の3月に《2017年政府活動報告》において「科学技術型中小企業の研究開発費用の追加控除比率を現行の50%から75%に引き上げる」という政策方針を初めて示したが、今回公布された二つの通達は当該政策の実施にあたって具体的なガイドラインを提供するものとなっている。

### (2) 新規定のキーポイント

#### 1) 優遇措置の強化: 研究開発費の追加控除比率を75%に引き上げ

科学技術型中小企業の研究開発活動において実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せず当期の損益に計上する場合には、規定に基づき実際の発生額を控除した上で、2017年1月1日～2019年12月31日の間に、研究開発費用の75%を追加控除すること、無形資産を形成する場合には、上述の期間において、無形資産原価の175%を償却することが認められる。従来の50%の追加控除比率と比べて、新規定による優遇措置が大きく強化されている。

#### 2) 自主評価、任意申請

科学技術型中小企業資格の判断は、企業による自主評価が採用される。すなわち、企業が《評価弁法》の規定に従い、自身が科学技術型中小企業の認定条件に合致するか否かに関する自主評価を行い、条件に合致すると判断した場合、「全国科学技術型中小企業情報サービスプラットフォーム」(以下「サービスプラットフォーム」)で企業情報を登録し、オンラインで《科学技術型中小企業情報表》の記入を行う。サービスプラットフォームにおける10営業日の公示を経て、異議申立てを受けなかった企業は「全国科学技術型中小企業情報データベース」(以下「情報データベース」)にインプットされ、登録番号の発行を受ける。これにより、企業が75%の研究開発費用追加控除が適用できる資格を得る。公示の段階で異議申立てを受けた場合、省レベルの科学技術管理部門が関係部署に調査を指示する。

#### 3) 科学技術型中小企業の評価指標の明確化

科学技術型中小企業は、下記の条件をすべて満たさなければならない。

- (一) 中国国内(香港、マカオ、台湾地区を含まない)で登録された居住者企業であること
- (二) 従業員総数が500人を超えず、売上高が2億人民元を超えず、資産総額が2億人民元を超えないこと
- (三) 企業の提供する製品とサービスは、国家による禁止類プロジェクト、制限類プロジェクト、淘汰類プロジェクトのいずれにも該当しないこと
- (四) 企業は申請を行った当年度およびその前年度において、重大安全事故と重大品質事故が発生しておらず、環境関連の嚴重違法行為と科学技術研究関連の嚴重失信行為を行っておらず、かつ、企業経営異常リストおよび嚴重違法失信企業リストに記載されていないこと
- (五) 企業が科学技術型中小企業評価指標に基づき行った総合評価の採点結果が60点を下回らず、かつ科学技術人員の指標採点が0点ではないこと

条件(五)にいう総合評価指標の詳細は下表のとおりである。

種類	指標
科学技術者(20点満点)	科学技術者が企業の従業員総数に占める割合
研究開発への投資(50点満点)	研究開発費用が売上高あるいは原価・費用に占める割合
科学技術成果(30点満点)	主要製品(あるいはサービス)について保有している有効期間内の知的財産権の種類と数量(知的財産権にかかわる争議あるいは紛争がないことが前提条件である)

上述した条件(一)～(五)をすべて満たした上で、下記した条件のいずれかを満たした場合、科学技術型中小企業に認定することができる。

- 有効期間内のハイテク企業資格証書を有している
- 直近5年において、科学技術に関わる国家賞を上位3位以内で受賞した
- 認定済みの省・部レベル以上の研究開発機構を保有している
- 直近5年において、国際基準、国家基準あるいは業界基準の制定を主導した

「評価弁法」は、評価指標にいう企業の科学技術者、従業員総数、研究開発費用、売上高、知的財産権等の定義について明確化した。

#### 4) 定期的なアップデート、サンプリング検査およびモニタリング

情報データベースにインプットされた企業は毎年の3月末までにサービスプラットフォームを通じて「科学技術型中小企業情報表」のアップデートを行うと同時に、自主的に再評価を行わなければならない。名称変更、あるいは認定条件にかかわる事項に重大な変更が生じた場合、3カ月以内にサービスプラットフォームを通じて情報のアップデートを行わなければならない。

省レベルの科学技術管理部門は情報データベースにインプットされた企業に対してサンプリング検査を行い、その結果、評価条件に合致しない、あるいは期限どおりに「科学技術型中小企業情報表」のアップデートを行わなかった企業は資格を剥奪され、関連の優遇措置の適用資格を失う。

### (3) デロイト中国の考察およびアドバイス

《国家創新駆動発展戦略綱要》の実施および「大衆創業、万衆創新」の推進という背景のもと、研究開発費用の税引前追加控除比率を現行の50%から75%に引き上げることは、中小企業による研究開発への投資強化および科学技術イノベーションを後押しするための重要措置である。今回公布された「評価弁法」は、政府による「簡政放権」政策の精神を受け継いだものであり、企業による自主評価と任意申請に基づき、「科学技術型中小企業」の認定条件、評価指標、申請手続等の明確化を通じて、規範となるガイドラインを提供しており、関係企業の評価認定と優遇適用に一定の便益をもたらすものとなった。

留意すべき点として、科学技術型中小企業向け優遇政策の適用を申請する企業は、相応のコンプライアンス義務を履行しなければならない。例えば、情報アップデートに関する義務を期限どおりに履行しなかった場合、優遇政策の適用資格を失う可能性がある。《評価弁法》において、科学技術管理部が情報データベースにインプットされた企業に対してサンプリング検査と審査を行うことが明確化されている。したがって、企業はそれに関するリスク意識を高める必要がある。

優遇政策の適用を受けるために科学技術型中小企業の資格申請を検討している企業には、今回公布された《評価弁法》に基づき、実施可能性とリスク評価を行うと同時に、関連の事業計画あるいは自主評価等に関する準備活動を展開することが推奨される。また、2017年は関連優遇政策実施の初年度であることから、科学技術型中小企業の評価と申請に関する多くの実施細則と実務要求が段階的に整備される見通しである。したがって、関係企業は引き続き法規と実務の動向に留意し、必要に応じて専門機構に協力を求めることで、関連の認定・申請作業を適時かつスムーズに推進する必要がある。

## 税務情報 Q&A

### Q: 税関輸出入貨物申告書のロイヤリティに関する設問に変化があったと聞きました。

デロイト天津事務所 税務部 マネジャー 竹田 剛

**A.** 税関総署は2016年3月に「中華人民共和国税関:輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告」(以下、“20号公告”と表記)を公布、施行した。更に、2017年3月になって第13号公告(以下、“13号公告”と表記)を公布し、20号公告に対し改訂が加えられた。改訂後の税関申告書の記入規範は、2017年3月29日から正式に施行されている。

#### 1. 企業への影響

今回の改訂(13号公告)では、いくつかの輸出入税関申告書(以下、“申告書”と表記)の記入項目に関する修正および明確化が行われたが、特に重要な点として、昨年施行された20号公告により回答が義務付けられた「ロイヤリティ支払いの確認」に関する規定が挙げられる。

20号公告では、この「ロイヤリティ支払いの確認」に関し、「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、“査定弁法”と表記)の第13条に基づき、輸出入における買主が直接又は間接に、売主又は関係者に対して「ロイヤリティーを支払っているか否か」について記載、確認する、という簡易な表現に終始していたため、申告書に記載する企業の側でも、「単にロイヤリティーを支払っていれば“はい”と回答すべきなのか、それとも貨物と関係する、つまり貨物そのものの中に知的財産権等が含まれていることを確認して回答すべきなのか」という疑問を持つケースが見受けられた。

今回施行された13号公告によって、企業はロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否か確認できない場合、申告書の「貨物に関連するロイヤリティ支払いの確認」の設問に対し“はい”と回答しなければならないことが明確化された。つまり、輸入貨物とロイヤリティーに関連性があるか否かについて、明確な根拠をもとに確認できない場合、“はい”と回答すべきことが明確化されたのである。

したがって、企業が“いいえ”と回答したにもかかわらず、ロイヤリティと輸入貨物の間に関連性がないことを証明する十分な根拠を提供できない場合、税関査察を受けた際に虚偽申告であると認定されるリスクも存在する。

#### 2. 主な変更点

13号公告の施行により、これまでの申告書に質問事項として記載されていた「ロイヤリティ支払いの確認」が、「貨物に関連するロイヤリティ支払いの確認」に変更された。企業は、この質問に対し、輸入貨物に関連するロイヤリティを支払ったか否かを確認の上、申告書に“はい”または“いいえ”のどちらかで回答しなければならないことが明確化された。申告書の記入に際しては、以下のルールに基づき行うべき旨が規定されている。

状況	記入すべき回答
i. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連することが確認された場合	“はい”と記入
ii. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するか否か確認できない場合	“はい”と記入
iii. ロイヤリティの支払いがあり、且つこれが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連しないことが確認された場合	“いいえ”と記入
iv. ロイヤリティの支払いがない場合。或いはロイヤリティの支払いがあるが、すでにこれが貨物の輸入価格に含まれている場合	“いいえ”と記入

\*買手の支払ったロイヤリティが輸入貨物と関連するか否かの判断は、依然として「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、「査定弁法」)第13条の規定に基づき行う。

したがって、企業は、専門家の意見も活用しながら早急に将来起こりうる税関調査に備えることを推奨する。

今回は、「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」13 条における「ロイヤリティーが輸入貨物と関係がある」の定義等について解説する。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか  
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### デロイトトーマツ合同会社

#### 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
滝川 裕介

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
福島 和宏

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時  
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
依藤 啓司

#### 広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,  
Guangzhou, 510623 PRC  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
山野辺 純一 / 前川 邦夫

#### 蘇州事務所

Suite 908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
小松 大祐

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383 / Fax: +86 28 6210 2385

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

#### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
安田 和子 / 酒井 晶子

#### DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル  
Tel: 03-6870-3300  
鄭 林根

#### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 PRC.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

#### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 PRC.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

#### 瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue  
Shenhe District Shenyang, PRC  
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

#### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058 / Fax: +86-531-8518-1068

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC  
Tel: +86-23-6310- 6206 / Fax: +86-23-6310-6170

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: +86-25-5790 -8880 / Fax: +86-25-8691-8776

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: +86-27-8526-6618 / Fax: +86-27-8526-7032

## 発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346  
E-mail [chugoku@tohatsu.co.jp](mailto:chugoku@tohatsu.co.jp)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC